

福知山市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和6年2月28日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 中 嶋 守

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和5年度及び令和4年度補助金等

3 監査の実施期間

令和5年12月15日から令和6年1月15日まで

4 監査対象部等

市議会事務局

会計室

福祉保健部 子ども政策室、社会福祉課、障害者福祉課、高齢者福祉課

地域包括ケア推進課、健康医療課

消防

消防本部総務課、消防本部消防課、消防本部通信指令課

消防署警防課、消防署予防課

消防署警備第1課、消防署警備第2課

消防署東分署、消防署北分署

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

福祉保健部 子ども政策室（監査日 12月19日～12月20日）

1 歳入について

収入金の事務において、適切な管理となっていないものが見受けられた。適正な収入事務に努められたい。

2 契約について

(1) 契約事務の見積徴取において、支出予定額を超えた金額で見積決定されているものが見受けられた。適正な契約事務に努められたい。

(2) 契約事務において、支出予定額の根拠が不明なものが複数見受けられた。契約事務の適正化に努められたい。

(3) 契約事務の決裁文書において、記載事項の修正方法が適切でないものが見受けられた。適正な事務執行に努められたい。

福祉保健部 社会福祉課（監査日 12月21日～12月22日）

1 文書取扱について

決裁文書の取扱いにおいて、適正な事務執行となっていないものが複数見受けられた。事務処理の適正化に努められたい。

2 契約について

(1) 契約事務において、適正な事務執行となっておらず、支払が遅延しているものが見受けられた。契約事務の適正化に努められたい。

(2) 業務委託契約において、契約期間満了から精算までに長期間を要しており、適切な事務執行となっていないものが見受けられた。適正な契約事務に努められたい。

3 補助金等について

補助金の交付事務において、補助事業の完了後、実績報告書の受付などの事務が適切に行われていないものが複数見受けられた。補助金事務の適正化に努められたい。